

I. 環境生活部の事業関係

1. 県が実施する大型公共事業によってその地域の生物多様性が「劣化」してはなりません。

県戦略に則り生物多様性保全の側面から「劣化」が危惧される場合には、生物多様性センター等により適切に指導・助言が行われるべきです。

そのためのしっかりした制度・仕組みの整備を推進する道筋をお示し下さい。

《県からの回答》

○生物多様性保全の取組みには、現場において、地域の自然的・社会的条件を踏まえることが重要であり、「生物多様性センター」を中心に、地域や現場における専門的・科学的な指導・助言などに取り組んでいます。

例えば、生物多様性センターの職員が「南九十九里浜養浜計画」策定会議幹事会に幹事として参加しました。

また、県では、20年4月から事業の立地選定段階から環境影響を予測・評価し、その回避・低減を図る制度として、県事業を対象とした「千葉県計画段階環境影響評価制度」を導入したところです。なお、当該評価制度が適用される事業は現時点においてありません。

※計画段階環境影響評価

県が策定する事業計画の立案段階において、環境配慮事項の整理を行うために実施される環境アセスメントです。環境面の検討内容を事業の概ねの実施場所や規模等の検討に反映させ、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図ります。

(環境生活部自然保護課)

2. 生物多様性センターが設置されたことについては高く評価しています。

しかし今後は、多様性センターと地域(現場)が有機的につながり、農林漁業と生物多様性との関係等についても、地域から情報発信できるローカルステーションやサテライトの設置が必要です。県民の現場情報を収集・情報発信していくためのローカルステーションやサテライトの設置を求めます。今後の設置計画などをお示し下さい。

《県からの回答》

○20年4月に「生物多様性センター」を県立中央博物館内に設置し、様々な取組みをはじめたところであり、ローカルステーション及びサテライトの設置については、その実績・効果を検証し、検討してまいります。

○生物多様性センターと地域の連携等の情報発信のために当センターのホームページの充実を図ってまいります。また、学習・普及啓発等の場となるサテライトとして、まず中央博物館内に常設のパネル展示コーナーを設置します。

(生物多様性センターを中心とした主な取組)

1. 地域や現場における専門的・科学的な指導・助言
2. 基礎情報の収集・管理・提供
 - ・生物多様性地理情報システムの管理・活用
 - ・生物多様性モニター制度(生命のにぎわい調査団)
3. 市町村やNPO等の取組み支援
 - ・生物多様性モデル事業による支援

【生物多様性事業に関する意見書】

4. 大学との連携
5. 企業との連携
6. 教育学習、普及啓発
 - ・生物多様性体験学習(ビオトープ)推進事業
 - ・COP10に向けた生物多様性推進事業
7. 外来種対策・絶滅危惧種対策
 - ・特定外来生物の計画的防除
 - ・ミヤコタナゴ保護増殖事業
 - ・絶滅危惧種の保全モデル事業
 - ・レッドデータブック改訂事業
8. 部局連携・地域共同による取組
 - ・夷隅川流域の生物多様性保全再生事業
 - ・千葉県の上山・里海サブ・グローバル評価

(環境生活部自然保護課)

3. 生物多様性に関する「地理情報システム」の構築の進行状況と共用の実績や見通しをお聞かせ下さい。また、生物多様性を浸透させていくためには、県民参加による『生命のにぎわい調査団』の役割が大きくなると思います。これは地理情報システムとのかかわりも大きいと思いますが、どのような仕組みや規模を目標として進められているのかをお示し下さい。

《県からの回答》

○地理情報システムについては、20年度より生物多様性センター内での運用を開始したところであり、21年度は県のホームページ「ちば情報マップ」において、主な特定外来種 12 種(アライグマ、カミツキガメ、ウシガエル、ウチダザリガニ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、オオカワジシャ、ナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオフサモ、ボタンウキクサ)の分布図を公開したところです。

○生命(いのち)のにぎわい調査団の現況については、22年3月31日現在の団員数 494名、延べの報告数 約 3,800 件となっております。

また、調査団員を対象とした研修会として、調査結果の検討を行う「生命のにぎわい調査フォーラム」をはじめ、現地研修会を開催しました。

・生命のにぎわい調査フォーラム

日時:21年1月31日/場所:中央博物館/参加者数:41名

日時:22年1月30日/場所:中央博物館/参加者数:70名

・現地研修会

日時:21年3月7日 場所:匝瑳市/カエルの卵の見わけ方

日時:21年5月30日 場所:市原市/初夏の生物、水辺の生物

また、この事業は生物多様性のモニタリングの一環として、身近な在来種、外来種、開花、紅葉、産卵、初鳴き等の生物、季節等について、57 種を対象に継続的に県内での分布状況を把握していこうというものです。従って、長期的に全县のデータを収集していくこととしていますが、現時点では、報告場所に片寄りがあるため、さらに団員を増やすようつめてまいります。

(環境生活部自然保護課)

個別事業に関する意見

■県内各地の生物多様性の価値(経済価値を含む)を指標化し、具体的な数値で可視化できるようなシステムを作って、個々の施策や事業を評価・改善していくことが必要です。生物多様性だけでなく、CO₂の吸収量や排出量などの地球温暖化の問題等、他の環境問題も網羅して、これまでの環境アセスメントよりもより細やかで地域に密着し、なおかつ県民にもわかりやすい、そういう評価システムが必要です。

《県からの回答》

○生物多様性の保全に当たっては、地域ごとに生物多様性の評価を行うことが必要であり、生物多様性地理情報システムの活用を検討しているところです。

(環境生活部自然保護課)

■千葉県レッドデータブックの改訂が進められています。改訂版の発行時期と普及計画を教えてください。

《県からの回答》

○レッドデータブック(植物・菌類編)については、20年度(21年3月)に改訂版を発行し、県内市町村、県立高等学校、公立図書館などへ配布したところです。

また、同(動物編)については、21年度から改訂作業に着手し、22年度末の改訂版発行に向けて取り組んでいるところです。

普及計画の一環として、22年2月1日に開催した「企業と生物多様性セミナー -第2回生物多様性とマーケティング-」において、「人々の活動と生物多様性」というテーマで、千葉県の希少種をリストアップしたレッドデータブックの改訂作業からみえてきた現状として、外来種の侵入、環境悪化、耕作放棄など様々な原因により危機に瀕している植物の姿などを紹介しました。

(環境生活部自然保護課)

■ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキ、ミヤコタナゴ等はもちろんですが、千葉県では多くの動植物が絶滅の危機に瀕しています。絶滅危惧種の保護及び回復は、県戦略策定後どのように進められたかについての報告をお願い致します。

《県からの回答》

○絶滅危惧種であるヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキの2種については、20年度に関係市町、NPO団体、関係機関等で構成するヒメコマツ保全協議会、シャープゲンゴロウモドキ保全協議会を設置、開催し、21年度末に各々の回復計画を策定しました。この回復計画については、生物多様性センターのホームページに掲載しております(<http://www.bdcchiba.jp/endangered/index.html>)

22年度は、この回復計画に基づき、ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキそれぞれ回復事業を実施することとしております。

○ミヤコタナゴについては、平成6年度からミヤコタナゴ保護増殖事業として環境省から県が受託し、人工繁殖個体群の維持や二枚貝の繁殖試験等について県内水面水産研究所等が主体となり実施しているところです。また、生息域の環境整備については、県から関係市町へ再委託し、水路内外の植物の除去や崩落した護岸の補修を行っています。

(環境生活部自然保護課)

【生物多様性事業に関する意見書】

■特定外来生物の計画的防除について、種別の具体的進捗状況の情報公開を求めます。なお、特定外来種対策、絶滅危惧種対策等については、対象種に対する対策だけではなく、地域の自然環境及び生態系をふまえて生息地を確保する総合的な対策を要望します。

《県からの回答》

○県として、緊急に対策が必要なカミツキガメ、アカゲザル、アライグマ、キョン、ナガエツルノゲイトウの防除実施計画を策定し、計画的に防除に取り組んでいるところです。

20年度捕獲実績(有害捕獲含む)については、カミツキガメ:252頭、アカゲザル:247頭、アライグマ:874頭、キョン:279頭となります。

ナガエツルノゲイトウについては、防除面積約21,000㎡、防除重量約183tとなります。

(印旛沼の防除状況、防除期間:20.3~20.11、実施主体:印旛地域整備センター)

(参考)21年度(速報値)

カミツキガメ:296頭、アカゲザル:278頭、アライグマ:1,111頭、キョン:279頭

ナガエツルノゲイトウ:集計中

(環境生活部自然保護課)

II. 県土整備部の事業関係

1. 生物多様性に配慮した県土整備においては、山～川～海の連続性を前提とした総合的な施策づくりが重要と思われます。このような観点から、どのような施策を立案し、どのような事業を実施したのか、実績や計画についてお示し下さい。

《県からの回答》

○多自然川づくりは、河川事業分野における生物多様性ちば県戦略実現のための基本的方策であり、多自然川づくりの考え方に沿った調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理を行っていくための取組み方針等について、体系的整理及びとりまとめを行っているところであります。

(県土整備部河川整備課)

○木更津港の港湾区域内にある東京湾で最大の盤洲干潟の一部について、平成22年4月に港湾計画上、「自然環境を保全する区域」として位置づけ、今後貴重な干潟を保全していくこととしています。

(県土整備部港湾課)

2. 都市部においては緑地の保全や自然災害に強いまちづくり、郡部においては農林漁業の振興と農地林地海岸の保全・再生が重要な課題です。生物多様性に配慮した県土整備を推進するには、環境生活部や農林水産部等との密接な連携が必要ですが、これまでにどのような情報交換や協議をしてきたのか、実績をお示しください。

《県からの回答》

○都市計画区域マスタープランを定める際や、市街化区域と市街化調整区域との区分を決定(変更)する際等には、農林水産部局や環境生活部局と協議しています。

(県土整備部都市計画課)

【生物多様性事業に関する意見書】

○河川計画の策定に際しては、従来から、環境生活部及び農林水産部と事前協議を行っているところ。 (例:平久里川、作田川、都川、南白亀川、真亀川)

(県土整備部河川整備課)

○生産緑地法 11 条の規定により、生産緑地の買取希望に係る照会を実施しています。

(他部局の照会先 総合企画部・総務部・健康福祉部・環境生活部・商工労働部・農林水産部)

(県土整備部公園緑地課)

3. 県戦略にあるように、積極的な緑地保全と水源涵養・湧水保全が進められるべきですが、県戦略の策定以降、この戦略に基づいて県が市町村に対して具体的な緑地保全・水源涵養・湧水保全の指導を行った例があれば、お示ください。

《県からの回答》

○印旛沼とその流域において、2030年度を目標年次とする、再生のための長期計画である「印旛沼流域水循環健全化計画」を平成22年1月に策定しました。この計画の中で、「雨水の地下浸透」及び「湧水と谷津・里山の保全・再生」を重点的に取り組む対策に位置づけました。

また、流域市町村の役割として雨水浸透施設の整備や湧水の保全等が盛り込まれています。

(県土整備部河川環境課)

○市町村が、以下の緑地保全の施策を実施するにあたり調整を行いました。

・特別緑地保全地区の指定 4地区

・緑の基本計画の策定・見直し 4市

(県土整備部公園緑地課)

個別事業に関する意見

■海岸の流竹木被害とその原因となる上・中流域の現状把握に動き、さらにその上で対策を立てるとのことでありましたが、その後どのように進捗しているのか、情報公開をお願いします。

《県からの回答》

○夷隅川流域において、環境省の生物多様性保全推進支援事業を活用した「夷隅川流域における生物多様性保全再生事業」を平成20年度から実施しています。

本事業は、千葉県、いすみ市、地元市民団体等から構成される「夷隅川流域生物多様性保全再生協議会」が主体となり、夷隅川の上流から下流までを一体的にとらえ、地域の生物多様性を向上する取り組みとして、里山整備、谷津田の復田、海岸清掃、自然観察会などを行っています。

(環境生活部自然保護課)

■三番瀬は生物多様性に富み、千葉県にとって内湾の干潟を持つ海として非常に重要です。

三番瀬は市民による調査も行われており、県調査でも明らかになったように全体として堆積が進み干潟面積も拡大しつつあります。不自然な人工干潟は必要ありません。早急にラムサール条約の登録地にして干潟・湿地として保全してください。

《県からの回答》

○前年度に引き続き、条約登録は時期尚早との意見を持つ漁業関係者とラムサール条約や国指定鳥獣保護区特別保護地区に関する勉強会・意見交換会を4回実施しました。

【生物多様性事業に関する意見書】

既にラムサール条約湿地となっている谷津干潟との連携を図りつつ、後背湿地としての役割を發揮することが期待されている行徳湿地とともに三番瀬のラムサール条約登録に向けての合意形成が図られるよう、登録の前提となる国指定鳥獣保護区特別保護地区指定に係る利害関係人等関係者及び関係機関との協議・調整を進めます。

(環境生活部自然保護課)

■本来の三番付近の生物多様性を基本に再生するには、県事業で実施されている石積み護岸は、三番瀬には元々なかった環境をつくり出しており、再生事業とはいえません。むしろ本来の生物多様性と水質浄化能力を劣化させる可能性が高く、また子どもたちが自然と接する場所としては大変に危険な状態であり、みんなが心配しています。これ以上の石積みの中止を要望します。また現在の石積みの安全対策をお示し下さい。

〈県からの回答〉

○市川市塩浜2丁目の護岸改修にあたっては、平成17年に学識者、漁業関係者、地元住民及び環境保護団体等から構成される「市川海岸塩浜地区護岸検討委員会」を設置し、護岸の防護面、環境面及び安全性に十分配慮した利用面について検討を行うとともに、生物や地形のモニタリング調査を実施しながら順応的管理により事業を進めています。

(県土整備部河川整備課)

■県の都市計画室が2006年に公表した「都市計画の見直し方針」では、今後の人口減少予測をもとに、原則として市街化調整区域の新たな市街化は行わないとしました。この方針は県戦略とも整合しています。この方針を堅持してください。

〈県からの回答〉

○県では平成17年7月に、県の人口が平成27年まで緩やかに増加していくことを前提として、「新たな大規模な住宅地開発を目的とした市街化区域の拡大は、原則として行わない」等の市街化区域拡大の基本的な考えを示した、都市計画見直し基本方針を定めています。

この見直し方針は、概ね5年に1度行われる都市計画基礎調査結果を基に、社会情勢の変化等を踏まえ、市街化区域拡大の必要性を吟味し定めることとしておりますので、昨今の状況においては、上記の基本的な考え方は大きく変わらないものと考えています。

(県土整備部都市計画課)

■国土交通省が計画案を作成している「利根川水系河川整備計画」では、印旛沼放水路が計画されています。この計画は現在地元自治体と住民で進めている印旛沼の自然環境の再生に向けた活動を大きく後退させる内容を含んでいます。上位計画であっても地元として生物多様性保全の視点での検討を実施して下さい。

〈県からの回答〉

○国は、河川整備計画の策定にあたり、学識者・関係住民・自治体の長から広く意見を聴き、平成20年5月23日に聴取した意見に対する考え方を一般に公表しています。

今後、国は河川整備計画のたたき台(案)を作成し、これに対して学識者・関係住民・自治体の長から再び意見を聴いた上で河川整備計画(案)を作成していくとしており、県としては地元関係者等の意見が反映されるよう国に働きかけていくとともに関連事業との調整を図っていきます。

(県土整備部河川整備課)

【生物多様性事業に関する意見書】

■流域下水道の終末処理場で処理した高度処理水を都市河川の上流に還元する事業は実際に印旛沼流域下水道等で実施されていますが、流域下水道の終末処理場で処理した高度処理水を都市河川の上流に還元するためには新たな工事(下水管の中に新たな送水管を設置しなければならない)を生み出し、圧送するために大きなエネルギーを使い二酸化炭素の放出を増加させてしまいます。都市部の河川の流量を確保するためには、何といたっても緑地の保全と湧水の涵養を施策の柱にすべきです。

《県からの回答》

○流域下水道の終末処理場で処理した高度処理水の還元については、現在海老川水系の2箇所で行われています。

河川の平常時流量を確保するためには地下水や湧水の保全・回復が重要であり、他の河川流域においても、緑地の保全、雨水貯留浸透施設の設置推進などの施策を継続して実施してまいります。

(県土整備部河川環境課)

■ダム建設は、水環境の連続性を遮断するとともに、最近の研究では、濁水や鉄・シリカの欠損、砂供給不足等によって海域の生態系への悪影響も明らかになってきました。流域水資源の持続的な有効利用とともにダムに頼らない総合治水の実行を要望します。

《県からの回答》

○当県において、現在建設事業が進行しているダム事業はありません。なお、国は「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」により様々な観点から治水対策を検討しており、今後の動向を注視しているところです。

(県土整備部河川整備課)

Ⅲ. 農林水産部の事業関係

1. 生物多様性の保全・再生・利活用と農林漁業は密接に関連しています。そして、私たちは、生物多様性に配慮した農林漁業振興策の立案と事業化を強く望んでいます。そこで、これまでの具体的な立案・事業化と今後の計画について、お示ください。

《県からの回答》

○農林水産部門においては、生物多様性に関係する様々な取組を行っているところです。

平成22年度は、

- 1 三番瀬再生計画に基づいた漁場の再生整備事業
- 2 魚類及び水生生物の移動性を確保し、その保全・回復するための、多自然型護岸水路の整備
- 3 中山間地における、親水機能や自然環境・生物多様性の保全に配慮した、ため池や水路等の整備
- 4 「田んぼの学校」や「田んぼの生きもの調査」の推進など

87の取組を実施しています。

(農林水産部農林水産政策課)

【生物多様性事業に関する意見書】

2. 有機農業を推進するという方針が県戦略に明示されています。このことに関して情報提供、モデル事業の展開、助成、指導等がどのように行われ、どのような成果が得られているのか、情報提供をお願いします。

《県からの回答》

○県では、有機農業の推進に向けて、平成20年度から有機農業支援事業を実施し、これまで技術交流会(延べ4回)、推進フォーラム(延べ2回)の開催や、啓発資料の作成などを行いました。また、平成22年2月に千葉県有機農業推進計画を策定しました。

今後は本計画を基に、継続的に技術交流会、推進フォーラムを開催し、また意見交換会の開催や、先進有機農家の実態調査研究などを行い、有機農業取り組み者への支援や、消費者等への理解の促進などに努めてまいります。

(農林水産部安全農業推進課)

個別事業に関する意見

■野生哺乳類による農作物被害の背景には、農業の現状や山林の荒廃といった現実が横たわっています。県戦略の意味をもう一度捉え直し、総合的で本質的な解決に向かう具体的な対策を立てることが必要と思います。駆除や電気柵に頼るだけでなく、山林や田畑の再生という観点から、どのような施策を検討・実施しているのか、お示ください。

《県からの回答》

○現在、農村の人口減少や高齢化による労働力不足などを理由に耕作放棄地の増加や野生鳥獣による農作物等の被害が発生しています。

県では、耕作放棄地再生に向けた再生事業への支援や土地持ち非農家などへの耕作放棄地解消のための啓発活動を行っています。

また、森林と農地の境界にある林縁部が野生動物の繁殖地や餌場となっていることから、林縁部の管理方法の研究にも取り組んでいるところです。

(農林水産部農村振興課)

■県戦略には有人ヘリコプターによる空散について全廃の方針が出されております。また過日、ヘリコプターによる空散をやめた市町村等に関する資料が示されたことについては貴重な資料の公開と評価しております。しかし、私たちは、有人・無人に関係なく、空散による健康被害や生物多様性の劣化を防ぐことは、社会の重要な課題と考えています。空散を完全に中止した市町村があるという事実があるかぎり、未だに空散を続けている市町村に対して空散を強力に抑制する働きかけを要望します。

《県からの回答》

○水稻の航空防除は、宅地化の進行やポジティブリスト制度の施行、作付状況の変化等により散布除外区域が多くなっており、県では、無人ヘリコプター等による防除に移行するよう指導しているところです。

なお県では、無人ヘリコプター防除実施についても実施計画の策定や事故報告等に関する事項を定め、実施主体及び防除業者等に対し、これらを遵守するよう指導しております。

(農林水産部安全農業推進課)

【生物多様性事業に関する意見書】

■圃場整備事業等を通して、稲作における効率化、大型化、機械化が進められてきていますが、一方で、水田を中心とした田園地帯の生物多様性の劣化を引き起こしています。このような観点から、生物多様性に配慮した稲作について研究するとともに、谷津田の機能や重要性、冬期湛水の水田などの事例等については積極的に調査研究を進めて、情報提供をすべきです。

《県からの回答》

○環境への影響を考慮して、化学合成農薬及び化学肥料の使用を削減したちばエコ農業等水稲栽培の研究を進めています。また、水生植物が繁茂し魚類等の生息場所となる排水路の護岸工法の調査検討をしました。これらの研究成果は試験研究成果発表会などで発表するとともに研修会等を開催して情報提供に努めています。

谷津田に限らず水田の機能や重要性については、これらの成果を含めて環境研究センター・農林総合研究センター合同の公開講座「印旛沼周辺の水環境と環境にやさしい農業」で発表し情報提供しています。

また、冬期湛水水田については、香取市での事例調査結果について、担い手支援課のホームページで公表し、広く県民に情報提供しています。

(農林水産部担い手支援課)

IV. 教育庁の事業関係

1. 学校教育の過程で生物・生命・いのちを大切に生物多様性教育を行うことは非常に大切です。また、県戦略を浸透させるためには、博物館・自然保護課(生物多様性センター)・教育委員会の連携が非常に重要ですので、連携の方向性や計画についてお示しください。

《県からの回答》

○教育委員会では、中央博物館職員5名を自然保護課(生物多様性センター)に出向(併任)させるなど、三者で密な連携をとり事業を進めています。

また、中央博物館では、学校ビオトープフォーラム、生命のにぎわい調査団等の行事を自然保護課(生物多様性センター)と共催するとともに、生物多様性地理情報システムのデータ整備、千葉県レッドデータブックの改訂、絶滅危惧種の回復事業、外来種リストの改訂・緊急調査、里山里海SGA、大学連携(研究事業)、生物同定依頼等の事業についても連携を図っています。さらに、生物多様性関連の各種委員会等にも委員として出席しています。

(中央博物館(教育庁教育振興部文化財課))

個別事業に関する意見

■生物多様性の基本が盛り込まれている中学生用副読本「ちば・ふるさとの学び」の活用について、例えば「中学時代に必ず一定時間このテキストを使って学習する」というように、生物多様性教育の学校での徹底した実施をお願いします。

《県からの回答》

○「ちば・ふるさとの学び」テキストは、子どもたちが郷土に誇りと愛着を持った真の国際人として育つことをねらいとして、平成21年3月に県教育委員会が作成しました。

このテキストは、中学生の副読本として、千葉県の生物多様性、歴史・文化、自然、産業をはじめ、食、防災、キャリア教育などから構成されており、「ちばらしさ」を子どもたち自らが主体的に考え、自己の生き方を探求することができる内容となっています。

【生物多様性事業に関する意見書】

このテキストの普及と活用を積極的に推進するため、県教育委員会のホームページにテキスト及び指導資料の内容を掲載し、広く県民の皆様にお知らせするとともに、平成21年度は、推進校6校において実践研究を行ったところです。

また、平成22年3月に策定した千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む」教育立県ちばプラン」においても、本テキストの活用や内容の充実に取り組んでいくこととしています。

今後も、様々な機会において、本テキストの活用について、市町村教育委員会等に働きかけてまいります。

(教育庁企画管理部教育政策課)

■学校ビオトープ事業が推進されており、着実にその教育的効果とともに学校ビオトープが県内に広がっています。しかし、学校ビオトープの一番の問題点は、ビオトープの維持管理と教育活動への利用を担う教師が不足していることです。教職員がビオトープの意義や維持管理の方法を学ぶ研修の機会として、ビオトープフォーラムが開催されていますが、博物館の教職員研修などにビオトープを入れるなど、教育庁が学校における生物多様性教育を推進するためのより多くの研修の機会を設けることを要望します。

《県からの回答》

○県教育委員会指導課では、環境教育に係る指導資料を作成するなど、従前より環境教育を推進しております。また、県立高等学校の理科の教員で組織する理科教育の研究部会では、ビオトープに係る研究班により、自主的な研究を行い、成果を上げているところです。こうした状況の中で、生物多様性の教育を推進するためのより多くの研修の機会をとの御意見については貴重なものと考えています。

中央博物館では、生態園自体がビオトープであることから、ビオトープにおける自然再生の意義や方法については、生態園における日常的な全ての教育普及活動を通して、普及啓発に努めているところです。また、自然保護課(生物多様性センター)と共催で、中央博物館を会場としたビオトープフォーラムを毎年実施し、生態園についての説明を行い、児童を含む参加者に生態園を見学していただいています。今後、博物館を会場として実施される教員研修会にも、生態園の見学を研修に含めるなど、さらに積極的に対応していきたいと考えています。

(中央博物館(教育庁教育振興部文化財課))

V. その他（主に総合的課題等についての事業）

1. 残土や産廃は県内の土壌や水を汚し、直接的にも間接的にも生物多様性の劣化につながる大きな問題です。一方、山砂採取問題は生物多様性および生態系の破壊のみならず景観をも破壊してしまいます。県戦略の策定以降、これらの規制がどのように強化されたか、お示してください。

《県からの回答》

○県戦略策定前から不法投棄の早期発見・早期対応を図るため、産廃残土県民ダイヤル(043-223-3801)を開設し、産業廃棄物や残土の不法投棄に関する相談を夜間問わず、24時間・年中受け付けています。

(環境生活部廃棄物指導課)

【生物多様性事業に関する意見書】

○砂利採取跡地の緑化再生について、平成16年12月から砂利採取計画認可申請時に、採取跡地の緑化再生計画等を記載した中期事業計画の添付を義務付けています。また、その計画の進捗状況について、定期立入検査により把握し必要な指導を行っています。さらに、林地開発部門と合同で立入調査をするなど連携して、現地の状況に応じた緑化促進に努めています。

(商工労働部保安課)

○林地開発行為等の適正な履行を確保するため、「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」が平成22年3月26日に制定されました。

なお、10月1日の施行に向けて、緑化技術指針等を策定中です。

(農林水産部森林課)

2. 経済価値を含む生物多様性の価値の指標化と活用実績の評価については、どのように検討・実施されているのでしょうか。情報提供をお願いします。

《県からの回答》

○生物多様性の保全に当たっては、地域ごとに生物多様性の評価を行うことが必要であり、生物多様性地理情報システムの活用を検討しているところです。

(環境生活部自然保護課)

個別事業に関する意見

■県職員に対して県戦略や生物多様性保全の重要性を伝える研修を充実させることが県戦略に明記されています。こうした事業は具体的にどのように進められているのか、情報提供をお願いします。

《県からの回答》

○平成21年度は、県職員向けの研修の一環として、千葉県職員能力開発センターが実施する職員研修(基本研修)において、各部局の重点的施策の理解を図ること等を目的とした「部局別先進的政策」科目の一つとして「生物多様性ちば県戦略」を取り上げ、生物多様性センターの職員が講義を行いました。

※基本研修は、県庁内の県土整備部、農林水産部局職員等を含む、25,30,35,40,45歳に達する職員を対象とした研修である。

(総務部総務課)

○生物多様性に関する様々な情報を掲載した「生物多様性ニュースレター」を年5回発行し、庁内各課へ配布するとともに、生物多様性センターホームページに掲載しております。さらに、県内の市町村及び教育委員会、県立高校、図書館等に配布し、普及啓発に取り組んでいます。

(環境生活部自然保護課)

■戦略づくりの促進のための市町村への情報提供及び指導の方法については、特に県の予算のついた流山市、市川市における取り組みやその評価について、情報提供をお願いします。

《県からの回答》

○県内市町村が地域戦略策定に要する経費(自然環境調査、絶滅危惧種の生態調査、里山保全事業、生態系保全事業、絶滅危惧種の保護・増殖活動、ガイドブックの作成、自然観察会の実施等)を補助事業とした、「生物多様性モデル事業」を実施しました。

【生物多様性事業に関する意見書】

補助内容は、補助対象経費の1/2以内(限度額 5,000 千円)を補助します。これまでの補助実績としては、20 年度は市川市、21 年度は市川市及び流山市に補助を行いました。

この補助事業を活用し、流山市では、21 年、度末に「生物多様性ながれや戦略」を策定しました。また、市川市では、現行「市川市自然環境保全再生指針」の見直し、24 年度末までに生物多様性地域戦略を策定する予定です。

(環境生活部自然保護課)

■県土整備部で「安全で豊かなくらしと環境を創造する県土の基盤づくり」を掲げ、その中で、豊かな環境と美しい景観の保全・創造のための取り組みを地球温暖化と生物多様性の視点から考えてようとしている点は評価しています。しかし、他の部局からは、同様の視点での施策づくりの姿勢が見えてこないのですが、実際の取り組み状況はどのようになっているのか情報提供をお願いします。

《県からの回答》

○三番瀬の再生にあたっては、千葉県三番瀬再生計画(基本計画及び事業計画)に基づき、県民、地域住民、漁業関係者、NPO、国、地元市等の多様な主体と連携・協働し、「生物多様性の回復」、「海と陸との連続性の回復」、「環境の持続性及び回復力の確保」、「漁場の生産力の回復」及び「人と自然とのふれあいの確保」を目指して、具体的な取り組みを進めています。

(総合企画部政策企画課)

○生物多様性の視点から見た、「豊かな環境と美しい景観の保全・創造」等に関わる取組として、

- 1 中山間地における、親水機能や自然環境・生物多様性の保全に配慮した、ため池や水路等の整備
- 2 谷津田の自然を保全・再生する「農地・水・環境保全向上対策事業」などを実施しています。

(農林水産部農林水産政策課)

■生物多様性に関する県職員、市町村研修会、市図書館の講座、学会の講座、民間企業の研修会、NPOの集会、大学のセミナー等により普及啓発活動が展開されているようですが、特に県庁内の開発部局、農林水産部局担当者、教職員、開発や不動産に関わる企業等での研修の充実を図って欲しいものです。県戦略や生物多様性にかかわる研修会等の実施の一年間の県の実績を教えてください。

《県からの回答》

○県職員向けの研修につきましては、前述(11 ページ総務部総務課回答)したとおりです。

この他に、千葉県内の生物多様性に関する情報や企業による取組事例などの情報共有を行うために連続セミナー「企業と生物多様性セミナー」を開催しました。

《第1回》

- ・日 時:12月1日(火) 14:00~15:30
- ・場 所:千葉県教育会館 203会議室
- ・内 容:講演「千葉県における生物多様性の課題と企業活動」(自然保護課)
「鹿島の生物多様性への取り組み」(鹿島建設株)
- ・参加者:県内に工場・事業所がある企業等 60名(参加無料)

【生物多様性事業に関する意見書】

《第2回》

- ・日時:2月1日(火) 14:30～16:30
- ・場所:千葉県教育会館 203会議室
- ・内容:講演「人々の活動と生物多様性」(自然保護課)
「生物多様性とマーケティング」(生物多様性条約市民ネット ワーク生態系と生物多様性の経済学WG)
- ・参加者:県内に工場・事業所がある企業等 65名(参加無料)

《第3回》

- ・日時:4月19日(月) 14:30～16:30
- ・場所:千葉県教育会館 501会議室
- ・内容:講演「外来生物について」(自然保護課)
「パームオイル利用企業と生物多様性」(サラヤ(株))
事例報告 企業の取組を紹介(出光興産(株)・東京ガス(株)・ヤマトマネキン(株))
- ・参加者:県内に工場・事業所がある企業等 70名(参加無料)

《第4回》

- ・日時:6月18日(金) 14:30～16:30
- ・場所:千葉県教育会館 203会議室
- ・内容:講演「里山と生物多様性」(自然保護課)
「生物多様性オフセット・バンキング～代償ミティゲーションから里山バンキングの提案まで～」(東京都市大学 環境情報学部 准教授 田中章)
事例報告
・企業の取組を紹介(東電環境エンジニアリング(株))
・県と企業の連携による里山活動の紹介(NPO法人ちば里山センター)
- ・参加者:県内に工場・事業所がある企業等 81名(参加無料)

(環境生活部自然保護課)

○中央博物館(分館を含む)で実施している市民を対象とした講座や観察会の大半は、生物多様性に関連するものです。平成21年度は142行事を実施しました。なお、個別行事の名称や実施日、参加者数については、千葉県教育庁教育振興部文化財課発行の「平成22年度 千葉県の博物館・文化行政」(p.97-99)に記載しております。

(中央博物館(教育庁教育振興部文化財課))

■大学や研究機関等との連携や協働によって進められている県戦略に関連する研究は具体的にどのようなものなのでしょうか。

《県からの回答》

○本県では、20年12月24日、千葉県の生物多様性に関する研究を行っている6つの大学(江戸川大、千葉大、東京大、東京海洋大、東京情報大、東邦大)と生物多様性に関する連携協定を締結しました。

委託研究内容

- ・江戸川大学:都市化が生物多様性に及ぼす影響に関する研究
- ・千葉大学:里山における動植物個体群の生態的及び遺伝的研究
- ・東京大学:照葉樹林帯・里山の生物多様性と持続可能な社会に関する研究
- ・東京海洋大学:黒潮流域における魚類相のモニタリングに関する研究

【生物多様性事業に関する意見書】

- ・東京情報大学:衛星データによる千葉県の実環境の解析に関する研究
- ・東邦大学:外来生物の生息状況と生態系への影響に関する研究

(環境生活部自然保護課)

○中央博物館では自然保護課(生物多様性センター)と共同で、県内大学と連携しつつ生物多様性に関する研究事業を実施してきています。また、館の研究事業として、地域研究課題:生命誌系1「房総の分類学的多様性の特徴とその保全」、生命誌系2「房総の生態学的多様性の特徴とその保全」、人類誌系「房総という環境の成り立ち及び人々の生活誌に関する研究」; 普遍研究課題:地球誌系「地質学的多様性に関する基礎研究」、生命誌系1「分類学的多様性に関する基礎的研究」、生命誌系2「生態学的多様性の維持機構に関する基礎的研究」、人類誌系「景観史という新領域の創出」を、県内外の大学や研究機関等と、連携、協働しつつ、文部科学省科学研究費補助金等の外部資金も獲得して実施しています(詳細については年報を参照)。

(中央博物館(教育庁教育振興部文化財課))

■県戦略に関わる情報の一元化と情報の公開は、どのように進められているのか、最終イメージを含めてお示してください。

◀県からの回答▶

○20年5月に、生物多様性センターHPを開設し、生物多様性センターの取組みについて、随時、データ更新を行っています。<http://www.bdcchiba.jp/>

(環境生活部自然保護課)

■県が県戦略に関連すると考えているモデル事業等の実績がありましたら教えて下さい。

◀県からの回答▶

○生物多様性センターでは、千葉県野生鳥獣対策本部野生鳥獣害研究チームの研究の一環として、農作物加害獣に抵抗性のある農村環境を整備することを目的に、捕獲と放牧による下草除去と防護柵の設置をセットとした千葉県方式の「林縁管理」のあり方を開発し、21年度から22年度の2か年で実施しています。

モデル地域:勝浦市法花地区、富津市宇藤原地区

(環境生活部自然保護課)

■アライグマやミドリガメなどがポスターやCMIに使われています。無責任な放流を防ぐためにも、産業界に外来種を使用しないCMづくりなどを呼びかけ、県戦略への理解を促す必要があると考えますが、具体的な取り組みがありましたら教えてください。

◀県からの回答▶

○22年4月19日に開催しました「企業と生物多様性セミナー -第3回 生物多様性が招く企業リスク-」において、「外来生物について」というテーマで、生物多様性の保全上、大きな課題となる外来生物を拡大させないよう、千葉県の確認状況、被害や防止方法について講演を行いました。

また、特定外来生物であるアライグマについては、普及啓発用のパンフレットを作成し、市町村に配布するなど普及啓発に取り組んでいます。

(環境生活部自然保護課)